

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和3年4月30日(金) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 11時00分

2 場 所 川南町役場 議員控室

3 出席委員

(委員)

1番	橋口 裕二	2番	長友 順子	3番	新垣 吉男
4番	井尻 恵雄	5番	湯地 二三夫	6番	森 信幸
7番	河野 博子	8番	山下 栄	9番	杉尾 英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	日高 重樹	11番	佐光 真美	12番	林田 泰代
13番	黒木 正行	14番	有澤 章	15番	戸高 一志
16番	永田 貞義	17番	河野 伊栄雄	18番	樽見 一寛

4 欠席委員

5 議事日程

- 第1 諸報告
- 第2 会議録署名委員の指名
- 第3 会期の決定
- 第5 議案第16号 農地法第5条の事業計画変更申請の承認について
- 第6 議案第17号 農地所有適格法人の承認について
- 第7 議案第18号 農地法第4条の規定による申請の承認について
- 第8 議案第19号 農地法第5条の規定による申請の承認について
- 第9 議案第20号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
- 第10 議案第21号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 第11 議案第22号 非農地証明願の承認について
- 第12 その他(合意解約、行事予定)

6 会議録署名委員 4番 井尻 恵雄 5番 湯地 二三夫

7 職務のため出席した者の氏名

事務局長 三好 益夫 補佐 岩切 拓也 係長 川崎 恵美
主査 別宮 愛

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 それでは、4月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、4月の諸報告をさせていただきます。 9日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員の御報告をお願いします。 同じく9日、尾鈴地域農業再生協議会監査が尾鈴地域農業活性化センターにて実施されました。 14日、農振除外現地調査検討会を開催しました。 16日、尾鈴地域担い手育成総合支援協議会総会が予定されていましたが、書面での開催となりました。 20日、4・5条現地調査検討会、第1小委員会を開催しました。 本日、4月定例総会であります。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	9番	議長、9番。 4月9日、午前9時より役場第3会議室で18番委員と農家相談を行いました。相談件数は、0件でした。
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、本日は、4番 井尻 恵雄委員、5番 湯地 二三夫委員を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議はありますか。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	(異議なしの声) 本日1日限りといたします。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
議案第16号 5条変更	議長	【日程第4】 議案第16号 「農地法第5条の事業計画変更申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第16号 「農地法第5条の事業計画変更申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の農地法第5条の規定による変更承認申請件数は、1件でございます。申請人、地番、地目、地積及び用途は別紙記載のとおりでございます。 調査担当第1小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第1小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	7番	議長、7番。 第1小委員会の委員長報告を行います。 4月20日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けた後、現地確認を行いました。1号については、許可相当と認めました。 担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第1小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	7番	議長、7番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。調査いたしましたが無ら疑義な点はありません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
議案第17号 法人適格	議長	【日程第5】 議案第17号 「農地所有適格法人の承認について」を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第17号 「農地所有適格法人の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の、承認申請件数は3件でございます。 法人名称、所在、代表取締役、取締役、目的は、別紙記載のとおりでございます。 事務局からの補足説明を受けて、御審議の上、御承認頂きます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 事務局からの説明を受けて、審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	事務局	議長、事務局。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。 ブローラー生産を行っており、農業の売り上げが2分の1以上です。議決権は、農業者が全て占めており、役員は全て農業従事者です。よって農地所有適格法人の要件を満たしていることをご報告します。
	議長	1号について、事務局からの補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	事務局	議長、事務局。 2号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。 ネギの生産を行っており、農業の売り上げが2分の1以上です。議決権は、農業者が全て占めており、役員は全て農業従事者です。よって農地所有適格法人の要件を満たしていることをご報告します。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	2号について、事務局からの補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
	4番	議長、4番。 作業所などはどちらに構えているのですか。
	事務局	議長、事務局。 作業所などの場所は名貫地区になります。
	議長	他に御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、承認する事にいたします。 ここで、3番委員の退室を求めます。 < 3番委員退室 > 次に、3号。
3号 補足説明	事務局	議長、事務局。 3号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。 養豚を行っており、農業の売上げが2分の1以上です。議決権は、農業者が全て占めており、役員は全て農業従事者です。よって農地所有適格法人の要件を満たしていることをご報告します。
	議長	3号について、事務局からの補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 3号については、承認する事にいたします。 ここで3番委員に入室を許可します。 < 3番委員入室 >

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
議案第18号 4条承認	議長	【日程第6】 議案第18号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第18号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の、承認申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第1小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第1小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	7番	議長、7番。 第1小委員会の委員長報告を行います。 同じく4月20日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けた後、現地確認を行いました。1号については、始末書条件付きで許可相当と判断しました。 担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第1小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	10番	議長、10番。 1号について補足説明いたします。 申請地の農地の区分は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべきとして定められた農地という理由から、農用地区域内農地と判断されますが、農用地利用計画において指定された用途に供する場合であるため不許可の例外と判断されます。始末書の提出もありますので、追認できると判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいたします。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
議案第19号 5条承認	議長	【日程第7】 議案第19号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第19号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、4件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第1小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第1小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	7番	議長、7番。 第1小委員会の委員長報告を行います。 同じく4月20日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けた後、現地確認を行いました。1、3号は、始末書条件付きで許可相当、2、4号は許可相当と認めました。内容については、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第1小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	12番	議長、12番。 1号について補足説明いたします。 申請地の農地の区分は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべきとして定められた農地という理由から、農用地区域内農地と判断されますが、農用地利用計画において指定された用途に供する場合であるため不許可の例外と判断されます。始末書の提出もありますので、追認できると判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいたします。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長 議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	7番	議長、7番。 2号について補足説明いたします。 集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地で1種農地になりますが住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、第1種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる場合で不許可の例外と判断されます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく願いいたします。
	議長 議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 2号については、承認する事にいたします。 次に、3号。
3号 補足説明	12番	議長、12番。 3号について補足説明いたします。 申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、利用の総面積に占める第1種農地の割合が3分の1を超えないものであると思います。始末書の提出もありますので、追認できると判断されます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく願いいたします。
	議長 議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 3号については、承認する事にいたします。 次に、4号。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
4号 補足説明	15番	<p>議長、15番。 4号について補足説明いたします。 流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で一般国道の沿道区域内に設置されるものであるため立地基準を満たしかつ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いたします。</p>
	議長 議長	<p>4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 4号については、承認する事にいたします。</p>

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
議案第20号 集積(所有権)	議長	【日程第8】 議案第20号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第20号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」そ の提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規 定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めるも のでございます。 本案件の申請件数は、4件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容及び耕作する者の 農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定され た集積計画の御決定を頂きます様、よろしく願い申し上げ ます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号。
1号 補足説明	8番	議長、8番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。売買によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろ しくお願いします。
	議長 議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意 見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。 全員賛成と認めます。 1号については、決定する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	3番	議長、3番。 2号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。売買によるものです。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はありません。ご審議よろしく申し上げます。</p>
	<p>議長 議長</p>	<p>2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 2号については、決定する事にいたします。 次に、3号と4号は関連がありますので、一括して説明をお願いします。</p>
<p>3号、4号 補足説明</p>	<p>6番 議長 議長</p>	<p>議長、6番。 3号と4号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。3号と4号は交換です。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はありません。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>3号と4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 3号と4号については、決定する事にいたします。</p>

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
議案第21号 集積(利用権)	議長	【日程第9】 議案第21号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第21号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」そ の提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規 定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めるもの でございます。 本案件の申請件数は、15件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借手手の経営状況 は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定され た集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願ひ申し上げ ます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号。
1号 補足説明	14番	議長、14番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よ ろしくお願ひいたします。
	議長 議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意 見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。 全員賛成と認めます。 1号については、決定する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	4番	議長、4番。 2号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
		農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、決定する事にいたします。 次に、3号。
3号 補足説明	10番	議長、10番。 3号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 3号については、決定する事にいたします。 次に、4号。
4号 補足説明	9番	議長、9番。 4号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 4号については、決定する事にいたします。 次に、5号。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
5号 補足説明	17番	議長、17番。 5号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長 議長	議長 5号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 5号については、決定する事にいたします。 次に、6号。
6号 補足説明	12番	議長、12番。 6号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長 議長	議長 6号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 6号については、決定する事にいたします。 次に、7号。
7号 補足説明	17番	議長、17番。 7号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	議長 7号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 7号については、決定する事にいたします。 次に、8号。
8号 補足説明	12番	議長、12番。 8号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長 議長	議長 8号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 8号については、決定する事にいたします。 次に、9号。
9号 補足説明	15番	議長、15番。 9号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長 議長	議長 9号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 9号については、決定する事にいたします。 次に、10号。
10号 補足説明	7番	議長、7番。 10号について補足説明いたします。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は、記載のとおりです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。
	議長	10号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 10号については、決定する事にいたします。 次に、11号。
11号 補足説明	13番	議長、13番。 11号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。
	議長	11号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 11号については、決定する事にいたします。 次に、12号。
12号 補足説明	13番	議長、13番。 12号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。
	議長	12号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 12号については、決定する事にいたします。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
		次に、13号。
13号 補足説明	13番	議長、13番。 13号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。
	議長 議長	議長 13号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 13号については、決定する事にいたします。 次に、14号。
14号 補足説明	13番	議長、13番。 14号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。
	議長 議長	議長 14号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 14号については、決定する事にいたします。 次に、15号。
15号 補足説明	13番	議長、13番。 15号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。親子間の使用貸借です。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。
	議長	議長 15号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 15号については、決定する事にいたします。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
議案第22号 非農地証明	議長	【日程第 10】 議案第22号 「非農地証明願いの承認について」を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第22号 「非農地証明願いの承認について」その提案理由を説明 申し上げます。 本案件の申請件数は、3件でございます。 申請地の所在、地番、地目及び地積は、別紙記載のとおり であります。 調査担当第1小委員会の委員長報告並びに担当委員の補 足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、 よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第1小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	7番	議長、7番。 現地調査検討会の報告を行います。 4月20日、午前9時から事務局の説明を受けて現地検討会 を行いました。 1号、2号、3号ともに非農地相当と認めました。 内容については、担当委員の補足説明を受けて御審議くだ さい。
	議長	第1小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員 の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	9番	議長、9番。 1号について補足説明いたします。 申請地は、農業振興地域整備計画における農用地域域内 ではなく、農業公共投資の対象となっていない生産性の低 い農地であり、10年以上耕作放棄され将来的にも農地とし て使用することが困難であることから、農地でないと判断され ます。調査をいたしましたが無ら疑義な点はございません。 御審議方よろしくお願い申し上げます。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長 議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	7番	議長、7番。 2号について補足説明いたします。 申請地は、農業振興地域整備計画における農用地区域内ではなく、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、10年以上耕作放棄され将来的にも農地として使用することが困難であることから、農地でないと判断されます。調査をいたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長 議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 2号については、承認する事にいたします。 次に、3号。
3号 補足説明	13番	議長、13番。 3号について補足説明いたします。 申請地は、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であり、農地としての利用が著しく困難であることから農地ではないと判断されます。調査をいたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長 議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 3号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第 11】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について、報告いたします。 解約については、借り手の変更が9件、売買のためが2件、 中間管理事業への移行が1件の計12件となります。
	議長	「合意解約」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「5月の行事予定」について、報告いたします。
	議長	「5月の行事予定」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
	議長	他に何かありませんか。
	議長	すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、 令和3年4月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でした。

川南町農業委員会 4月定例総会

署 名 委 員

この会議録の内容については、正確であることをここに認め、署名いたします。

令和 年 月 日

4番

5番